

野田市障がい者福祉手当支給条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 3 1 号

野田市障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

野田市障がい者福祉手当支給条例（昭和 4 8 年野田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「改正法」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 0 条第 1 項中「、受給資格者」の次に「（手当の支給を受ける者が障がい者である場合にあっては、障がい者。以下この項において同じ。）」を加える。

別表の備考中「第 3 条第 6 号」を「第 3 条第 5 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市障がい者福祉手当支給条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月分の障がい者福祉手当の支給から適用し、同年 1 1 月分までの障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（受給資格者の要件の見直しに伴う特例措置）

- 3 この条例による改正前の野田市障がい者福祉手当支給条例第 3 条第 1 号に該当しないことのみによって同条に規定する受給資格者に該当しなかった者であって新条例第 3 条に規定する受給資格者に該当するものが令和 7 年 2 月 2 8 日までに新条例第 4 条第 1 項の規定による申請をした場合における新条例第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「受給資格者が手当の支給の申請をした日の属する月」とあるのは、「令和 6 年 1 2 月」と読み替えるものとする。